

「ミラ・クル・とっとり運動」ロゴマーク募集要項

1 概要

地域づくりの新たな県民運動「ミラ・クル・とっとり運動」（以下「県民運動」という。）を多くの県民に知っていただき、親しみのある運動としていくため、県民運動のシンボルとなるロゴマークを募集します。
採用されたロゴマークは、ホームページやマスコミ公表資料をはじめ県民運動の広報活動に使用します。

2 募集内容

県民運動のロゴマーク

[募集作品の条件]

(1) 県民運動の趣旨を踏まえ、県民みんなで県民運動に取り組んでいくことがイメージできるもの

【「ミラ・クル・とっとり運動」の趣旨】

鳥取県内では、人と人がつながり、共感し合い、一緒になって活動することによって、輪が広がり、地域の活力を生み、さらには、この地域に住んでよかった、幸せと感じられるような活動が多く展開されています。

人口減少が進むなか、地域の活力を維持・向上していくためには、若者をはじめとするあらゆる年代の多くの人の力が必要です。

地域づくりの新たな県民運動「ミラ・クル・とっとり運動（鳥取県の未来が来る（ミラ・クル）ための運動）」では、環境・子育て・福祉・防災・地域文化・まちづくり・農林水産・観光など、様々な活動分野の団体がゆるやかにつながり、ネットワークを強化することで地域課題解決につなげることを推進します。

また、地域づくり活動を表彰するなど県民の自信につながる機会を設けることにより、すべての県民が自分の住む地域を魅力に感じ、「鳥取県がいいね」「鳥取県が好き」とふるさと鳥取を想う愛郷心と自信につなげていきます。

- (2) 親しみやすく、県民運動を展開していくのにふさわしいもの
- (3) 自作かつ未発表で、第三者の権利を侵害しない作品に限ります。
- (4) チラシやパンフレット、広告、ホームページなど広範囲に利用可能なもの
- (5) 手書きでもデジタルデータでも構いません。色数は自由ですが、拡大・縮小、単色での使用も考慮してください。

3 ロゴマークの活用

採用作品は、県、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター及び県内の地域づくり団体等が作成する各種啓発チラシやパンフレット、広告、ホームページ等で広く使用します。

4 応募資格

県内外を問わず、どなたでもご応募いただけます。（個人、法人、グループいずれも可能。）

※グループで応募する場合は、代表者1名を決め、その方が応募の手続きをしてください。

5 応募方法

所定の応募用紙（鳥取県県民参画協働課ホームページからダウンロード）に下記必要事項を記入の上、作品用紙とともに郵送又は電子メールにより応募してください。

なお、とっとり電子申請サービスによる応募も可能です。（FAXは不可）

（鳥取県県民参画協働課ホームページ ⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/316622.htm>）

(1) 必要事項

応募者氏名、ふりがな、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、職業（学校名・学年）

(2) 作品用紙（任意様式可）

作品及び作品の説明（200字以内）を記入してください。

※A4版白紙用紙を使用し、作品の説明を必ず記入（200字以内）してください。作品は、「縦18センチ×横18センチ」の範囲内で応募ください。

[郵送の場合]

応募用紙を記載の上、作品を折り曲げないように下記提出先まで郵送してください。電子データを保存したCD-R等で提出する場合は、作品（デジタル画像の場合はJPEG形式又はPDF形式、1作品の容量3MB未満、解像度300dpi以上、印刷した場合A4に収まるもの。）及び作品の説明、応募者氏名・住所等を記入したファイル（Word等）をCD-R等に入れてください。封筒には、「県民運動ロゴマーク応募」と朱書きしてください。

[電子メールの場合]

件名を「県民運動ロゴマーク応募」とし、必要事項を記載した応募用紙と作品（デジタル画像の場合はJPEG形式又はPDF形式、1作品の容量3MB未満、解像度300dpi以上、印刷した場合A4に収まるもの。）及び作品の説明を添付して、応募先メールアドレスまで送信してください。

[電子申請の場合]

下記URLより、必要事項及び作品の説明を入力し、作品（デジタル画像の場合はJPEG形式又はPDF形式、1作品の容量3MB未満、解像度300dpi以上、印刷した場合A4に収まるもの。）を添付して、申請してください。

（電子申請URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11297）

6 応募・問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県地域社会振興部県民参画協働課（4月から鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課）

メールアドレス kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

電話番号 0857-26-7248

7 応募期限

令和6年5月13日（月）午後5時必着

8 賞品

(1) 最優秀賞及び優秀賞の応募者には、賞状と副賞を贈呈します。

(2) 副賞

①最優秀賞（1件）：賞金3万円及びとっとりゆかりの品

※採用作品となります。

※児童・生徒の作品が最優秀賞となった場合、賞金相当額の図書カードを贈呈します。

②優秀賞（3件）：とっとりゆかりの品

9 審査

(1) 事前審査として、事務局において候補作品（10作品程度）を選考する。

(2) 候補作品について鳥取県が設置する審査会において審査を行い、最優秀賞・優秀賞作品を選定します。

10 結果発表

受賞者に通知するほか、9月頃（予定）に表彰を行うとともに、ホームページ等で公表します。

11 注意事項

(1) 作品の応募は1人（1グループ）3作品までとします。1つの応募用紙、電子メール等につき1作品としてください。（グループで応募する場合は、代表者1名を決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。）

- (2) 応募にかかる一切の費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- (3) 郵送中の作品の紛失については、責任を負いません。
- (4) 応募作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、受賞者は自己責任において解決を図るものとし、鳥取県は一切の責任を負いません。
- (5) 応募者の個人情報、作品の選考以外の目的で使用しません。ただし採用作品の氏名、住所（都道府県及び市町村区まで）、年齢、職業（学校名、学年）は公表させていただく場合があります。
- (6) 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、商品化権、使用权、商標権その他の一切の権利は、鳥取県に帰属します。応募者は応募作品に関し、著作権人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- (7) 採用作品が既に発表されているものと同じ、あるいは、類似していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。
- (8) 採用作品に複数の応募がある場合には、応募者の人数により賞金を按分させていただきます。
- (9) 採用作品は、広く使用するにあたり、必要により補作、修正することがあります。
- (10) 採用作品は、作品の元データ（ai形式など）の提供を求めることがあります。採用作品が決定するまでは、元データを消去せずに保管しておいてください。
- (11) ロゴマークとして適当な作品がない場合は、「採用作品なし」となる場合があります。
- (12) 受賞者の表彰にかかる一切の費用（交通費等）は応募者の負担とします。
- (13) 鳥取県議会令和6年2月定例会における予算の成立を条件として募集するものです。